



医療機関受診時のオンライン資格確認がはじまります

町内診療所では、4月の開始を予定しています。(状況によっては、遅れる場合があります。)マイナンバーカードをお持ちの方は、ご持参ください。診療所の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーにかざすことで健康保険証の資格確認が可能になります。

～オンライン資格確認ってなに?～

マイナンバーカードを提示することにより、医療機関が即時に最新の健康保険等の資格を確認できるしくみです。

～医療機関がマイナンバー(12桁の個人番号)を取り扱うの?～

医療機関の窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。マイナンバーカードのICチップにある電子証明書を利用します。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前にマイナポータルで登録が必要です。なお、登録をしていない場合でもカードリーダーによる認証時に登録ができます。

※マイナンバーカードでも健康保険証でもどちらでも受診できます。現在の健康保険証が使えなくなるわけではありません。

☎ 健康対策課 ☎0859-54-5206

マイナンバーカード臨時窓口のご案内

【日時】 3月14日(日) 午前9時～正午

【場所】 本庁住民課窓口

(休日ですので、庁舎東側通用口からお入りください)

【内容】 ①カード交付(交付通知書がすでに届いている方)

事前予約が必要です。10日(水)までに住民課へ電話で予約をしてください。

②カード申請補助

事前予約は必要ありません。申請書と本人確認できるものをお持ちください。(申請書をお持ちでない場合は再発行します)

③その他、マイナンバーカードに関すること

電子証明書の更新、パスワード変更など事前にご相談ください。

マイナンバーカードの申請書が再送付されています。この機会にぜひマイナンバーカードを取得しましょう。

☎ 住民課 ☎0859-54-5210



まだ間に合う! マイナポイント

【マイナポイントとは】

マイナンバーカードと、お使いのキャッシュレス決済サービスを紐づけることで、キャッシュレス決済で使えるポイントが最大5000円分もらえる国の制度のことです。

【カードの申請はお早めに】

マイナポイントの申し込み期限が延長になりました。マイナポイントをもらえるのは、**3月末まで**にマイナンバーカードの申請をされた方のみです。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、早めの申請をおすすめします。

【マイナンバーカードをお持ちの方は…】

マイナンバーカードと、ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスが決まったら、マイナポイントの予約・申し込みをしましょう。

スマートフォンで申し込みができるほか、役場窓口でもお手伝いします。

詳しくはこちら



☎ 総務課
☎0859-54-5201

マイナポイント